

別表

第1 事業別基準

1 プレミアム産地育成支援事業

<p>目的</p>	<p>産地の核となる農業法人等を対象に、規模拡大が見込める品目等に注力し、露地野菜の作付面積を拡大するための機械又は施設の整備を支援する。</p>
<p>事業実施主体</p>	<p>農業を営む法人、市町村農業公社<sup>※1</sup>、J A出資型法人<sup>※2</sup>、認定農業者、認定新規就農者（ただし将来認定農業者になることが見込まれる者）、農業者の組織する団体<sup>※3</sup></p>
<p>対象品目</p>	<p>1 年間を通じた需要がある12品目（だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、こまつな、えだまめ）。</p> <p>2 収益性が高く産地基本構想・地域構想の目標達成に資するものとして知事が認める品目。</p>
<p>採択要件</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 県が策定する産地基本構想・地域構想に定めた目標達成に向けた取組であること。</p> <p>2 農業を営む法人、認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体については、地域構想に担い手として定めるものであること（予定を含む）。</p> <p>3 事業実施前の露地野菜の作付面積が概ね1haから3haであること。なお、知事が特に認める農業法人等はその限りでない。</p> <p>4 事業実施主体が農業を営む法人の場合は、定款に農業生産活動の実施が明記されていること。</p> <p>5 事業実施主体が認定農業者の場合は、以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>（1）農業経営改善計画書に基づく事業内容であること。農業経営改善計画書に記載のない場合は経営計画書（様式第2号別添2）に基づく事業内容であること。</p> <p>（2）法人化に向けた取組を行うこと。</p> <p>6 事業実施主体が認定新規就農者の場合は、青年等就農計画に基づく事業内容であり、将来認定農業者として認められる見込みのあるもの。青年等就農計画に記載のない場合は経営計画書（様式第2号別添2）に基づく事業内容であること。なお、既に類似する助成目的の事業を実施した者は対象から除くこととする。</p> <p>7 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は、以下の要件を全</p>

	て満たすこと。 (1) 経理が一元化されていること。 (2) 法人化に向けた取組を行うこと。
成果目標	対象品目の作付面積を概ね2ha以上増加させること。
補助対象	第2に示す機械・施設
補助率	2分の1以内
補助額の上限	事業実施主体ごとに500万円を上限とする。
その他	1 県は事業実施主体に対して栽培・経営等に関するデータの提供を求めることができるものとする。 2 県は実施事業の概要について、ホームページへの掲載等により公表する場合がある。 3 事業実施主体は、視察の受入れや研修会等により取組内容の情報公開に努めるものとする。

※1 「市町村農業公社」とは、農業振興を目的として市町村が出資して設立された法人をいう。

※2 「JA出資型法人」とは、地域の農業振興や担い手育成等を目的として県内JAが出資して設立された法人をいう。

※3 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、組織及び運営、会計についての団体の規約及び機械・施設等の利用に関する規定等が定められている、3戸以上の者で構成する組織をいう。

## 第2 補助対象機械及び施設

### 1 機械整備

以下の全ての要件を満たす機械の整備にかかる費用を補助の対象とする。

(1) 下表の作業の全部又は一部を機械化することで、対象品目の機械化一貫体系等の構築が進む機械であること。

作業
ほ場準備
は種
移植
防除
栽培管理
収穫
調製・選別
包装

※1 運搬費、設置費を含む。

- (2) トラクター等汎用性が高い機械ではないこと。ただし、省力化につながる先進的な取組に必要な機械を除く（GPS 内蔵自動走行トラクター、農業用ドローン等）。

## 2 施設整備

下表の施設の全部又は一部を導入することで、対象品目の機械化一貫体系等の構築が進む施設の整備にかかる費用を補助の対象とする。

施設の種類	共済等加入 <sup>※1</sup>
パイプハウス（育苗用 <sup>※2</sup> ）	必須
保冷库・予冷库	

※1 共済等加入欄に「必須」と記載されている施設は、園芸施設共済等の加入を必須とする。

※2 育苗用の施設に限る。

※3 運搬費、設置費を含む。

## 第3 予算配分

### 1 ポイント計算

要望があった全ての事業計画について、農林振興センター所長等が第4に基づきポイントを計算する。

### 2 予算の配分

1により計算したポイントが上位の事業計画から予算の範囲内で配分する。

#### 第4 ポイント計算基準

項目	成果目標基準及びポイント	ポイント数
作付拡大面積	作付面積を成果目標以上増加する場合。	
	+5ha以上	6
	+4ha以上	5
	+3ha以上	4
	+2ha以上	3
	+1ha以上 成果目標以上	2 1
費用対効果	費用対効果は以下により算出する。ただし、2ポイントを上限とする。 費用対効果＝増加する作付面積（ha）／事業費（百万円）	～2
加工・業務用	実需者と出荷契約を締結した場合。ただし、本事業実施により規模拡大するものに限る。	3
農地中間管理事業等	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2
	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける見込みがある場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
農業法人の経営力向上	農業支援課が主催する経営力向上に向けた講習会等を平成29年度以降に受講した場合又は事業実施年度に受講する場合。	2
GAP	S-GAP等のGAP認証を取得している場合。	2
	補助事業完了の1年後までの間にS-GAP等のGAP認証を取得する計画がある場合。	1
農業経営のセーフティネット	収入保険または野菜価格安定制度（事業対象品目が補償の対象であること）等に加入している場合。	2
	補助事業完了の1年後までの間に収入保険または野菜価格安定制度（事業対象品目が補償の対象であること）等に加入する計画を有しており、かつ、計画を有している旨を埼玉県農業共済組合に情報提供することを承諾する場合。	1
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組を実施している場合※	2

※農林水産省「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の内容を理解し、実践していること。